

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2018/6/7号 (No. 275)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 商務部：関連部門が知的財産関連法の改正作業を積極的に推進(中国打撃侵権工作網 2018年5月24日)

○ 中央政府の動き

1. 商務部、サービス業対外開放を推進、知財保護を強化(中国知識産権资讯网 2018年5月29日)
2. 張向農 WTO 大使、「知的財産は貿易保護主義の道具であってはならない」(中国政府網 2018年5月29日)
3. SIPO 何志敏副局長、エジプトとスーダンを訪問(国家知識産権網 2018年5月25日)
4. 李総理「知財権保護を強化し、公平競争な市場環境を整備」＝中独首相会合(中国政府網 2018年5月24日)

○ 地方政府の動き

1. 武漢市、2018年度「雷霆」特別行動を実施、専利権保護に重点(国家知識産権網 2018年5月28日)
2. 広東知識産権局馬憲民局長、ポーランド特命全権大使と会談(国家知識産権網 2018年5月25日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 1～5月、安徽省工商局が商標権侵害冒用事件 2200件を摘発(安徽省工商局公式サイト 2018年5月30日)
2. 長沙公安局、知的財産権犯罪の摘発を強化、専門機関を設置(中国打撃侵権工作網 2018年5月24日)

○ 統計関連

1. 昨年の金融ソフトウェア著作権登録件数が 134%増(中国知識産権资讯网 2018年5月23日)

○ その他知財関連

1. 第4回中国フランス・ブランドサミットがパリで開幕(中国知識産権资讯网 2018年5月29日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 商務部：関連部門が知的財産関連法の改正作業を積極的に推進★★★

5月24日、商務部が開催した定例記者会見で、中米経済貿易協議で合意に達された「専利法」改正作業の推進に関する記者の質問について、高峰報道官が以下のように答えた。

中国は常に知的財産権の保護を高く重視しており、これは中国経済が高品質な発展を達成するために不可欠な要件である。現在、中国は比較的完全な知的財産の立法と司法体制を確立している。今年のボアオ・アジア・フォーラムでは、習近平国家主席が知的財産権保護の強化、特に違法行為のコストを大幅に引き上げる必要性を強調した。これが中国自身の発展に必要なものである。中国は、外

資系企業を含む様々な企業の知的財産権の保護を、知的財産権保護の立法的および司法的側面からさらに強化して、経済とイノベーションを促進することを望んでいる。

現在、関係部門は「専利法」などの知的財産関連法の改正を積極的に推進している。「専利法」改正案は、一般向け意見を募集するために公開されており、国务院と全国人民代表大会常務委員会の今年の立法作業計画に盛り込まれている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018年5月24日)

## ○ 中央政府の動き

### ★★★1. 商務部、サービス業対外開放を推進、知財保護を強化★★★

5月28日、第5回中国（北京）国際サービス貿易交易会が北京で開幕した。交易会の一環として同日に開催されたグローバルサービス貿易サミットに出席した商務部・鐘山部長は演説の中で、サービス業の開放、融合、発展を促進し、知的財産権保護を強化すると表明した。

サービス業の開放促進について、鐘部長は、「一帯一路」国際協力を促進し、サービス貿易の自由化、簡素化を推進し、協力分野を拡大すると説明した。サービス貿易の刷新については、北京を含む17都市でサービス貿易革新発展パイロット事業を実施し、サービス貿易の発展モデル、管理体制などの刷新に注力し、知的財産権の保護強化で市場主体のイノベーションを支援する。

鐘部長はまた、製造業とサービス業との間、サービス業界同士間の融合を促し、製造業のサービス化などを加速して、より深いレベルの融合発展を推し進めていくと語った。

(出典：中国知識産権資訊網 2018年5月29日)

### ★★★2. 張向晨 WTO 大使、「知的財産は貿易保護主義の道具であってはならない」★★★

中国の世界貿易機関（WTO）大使、張向晨氏は、28日のWTO会合で、知的財産権と技術は、世界のすべての国々の革新と協力の橋渡しとなるべきであり、貿易保護主義の道具であってはならず、さらに他国の発展を抑えるために使用すべきではないとの認識を示した。

張大使は当日のWTO紛争処理小委員会（パネル）で、「米国企業から中国への技術移転は通常の商業活動で、双方企業の自己選択と独立した意思決定の結果であり、これを政府調達の強制行為と見なすことができない。米国は技術移転の主要な受益者であり、中国は米国の技術輸出先国の一つであり、米国の技術移転収益の重要な源でもある」と述べた。

張大使はさらに、「中国に進出する条件として企業は技術移転を求められている」と米通商代表部が強く主張しているものの、一つの証拠も示していないと指摘した。

(出典：中国政府網 2018年5月29日)

### ★★★3. SIPO 何志敏副局長、エジプトとスーダンを訪問★★★

国家知識産権局（SIPO）の何志敏副局長がこのほど、エジプトとスーダンを訪問し、エジプト科学研究技術院議長、スーダン司法大臣、エジプトとスーダンの特許管理当局責任者とそれぞれ会談し、協力覚書を締結した。

何副局長はエジプト科学研究技術院議長、エジプト特許庁長官と知的財産権協力の強化について意見を交わした。双方が開いたラウンドテーブルにおいて、データ交換、特許審査ハイウェイ、研修訓練、普及啓発などをめぐって両国の代表らが交流を行った。

スーダン司法大臣との会談で、双方は知的財産権協力の重要性を確認したうえで、協力覚書を締結し、知的財産権協力関係を正式に確立した。

(出典：国家知識産権網 2018年5月25日)

### ★★★4. 李総理「知財権保護を強化し、公平競争な市場環境を整備」＝中独首相会合★★★

李克強総理は 24 日午前、中国を公式訪問中のドイツのメルケル首相と会談する際に、中国は無人運転や人工知能（AI）、コネクテッドカーなどの新興産業において対外開放を拡大し、知的財産権保護を強化していくと述べ、上記の分野でドイツとの協力関係を深めたいと表明した。

李総理は「現在中独の関係及び各分野の協力が包括的で深い発展という良好な勢いを呈していることに、中国側は満足している。中国の新指導部とドイツの新政権は共に努力して、両国関係及び各分野の互惠協力を現在よりさらに高い段階へ押し上げるべきだ」と話した。

李総理はまた、「今年中国は改革開放 40 周年を迎えた。習近平国家主席がこの前、アジアボアオフォーラムの年次会議で、中国の対外開放をさらに拡大する方針を明らかにした。それ以来、中国はすでに開放拡大に関する一連の重要な措置を発表した。今後、市場参入規制をさらに緩和し、自動車業界および金融業界における合弁企業の自己資本比率を徐々に自由化し、知的財産保護を強化し、公正な競争が行われる市場環境の確立を加速する」と説明した。

メルケル首相は「ドイツ側は対中関係を非常に重視している。経済・貿易、科学技術、自動運転などを含む広範な分野で中国側との協力を強化したい。中国企業の対独投資も歓迎する」と表明した。  
(出典：中国政府網 2018 年 5 月 24 日)

## ○ 地方政府の動き

### ★★★1. 武漢市、2018 年度「雷霆」特別行動を実施、専利権保護に重点★★★

5 月 24 日、湖北省武漢市が、専利（特許、実用新案、意匠）権保護と行政法執行に関する 2018 年度「雷霆」特別行動の始動式典を東湖新技術開発区で開催した。市科技局の陳保国副局長をはじめ、市工商局、文化局、質量監督局、公安局などの責任者、一部企業の代表が出席した。

今年の特別行動は専利権の保護に重点を置き、商業や技術貿易におけるハイテク製品、自動車部品、食品・医薬品、工業設計製品、通信、IT などを対象に、人々の生活と戦略的新興産業の発展、外国権利者に係る権利侵害行為の摘発を強化する。

昨年、武漢市は各種類の専利行政法執行事件 538 件を処理した。この中で、専利権紛争事件 136 件、専利詐称事件 402 件が含まれた。

(出典：国家知識産権網 2018 年 5 月 28 日)

### ★★★2. 広東知識産権局馬憲民局長、ポーランド特命全権大使と会談★★★

5 月 22 日、広東省知識産権局の馬憲民局長とポーランド共和国大統領特命全権大使 Wojciech Zajączkowski 氏が会談を行った。双方は、「一帯一路」枠組み下の知的財産権発展と保護、技術移転、中国における投資協力などについて踏み込んだ意見交換を行った。

馬局長は、広東省の知的財産権保護と立法の現状を紹介した。また、知的財産権を絆にポーランド企業の中国投資などを支援したいと表明した。Zajączkowski 氏は、広東省の知的財産権支援策を活用してポーランド企業による開発プログラムを推進してほしいと語った。双方は今後、知的財産権分野の普及啓発、人材育成などに関する協力を一層強化することで合意した。

(出典：国家知識産権網 2018 年 5 月 25 日)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 1～5 月、安徽省工商局が商標権侵害冒用事件 2200 件を摘発★★★

安徽省工商局がこのほど発表したデータによると、今年 1～5 月、安徽省の工商と市場監視管理部門は合わせて、商標に係る権利侵害、冒用事件 2200 件を摘発した。模倣品などの総額は 696 万 4800 万元に達し、当事者に総額 738 万 1900 元の過料が課された。この中で、犯罪の疑いがある 5 件は司法機関に移送された。

1～5 月に摘発された権利侵害、冒用事件に、▽中国馳名商標などの高い知名度を有する商標が侵害された事件は 1138 件、全体の半数を超える▽農村市場で起こった事件は 1204 件に達し、全体の

54.7%を占める▽商品別にみれば食品や薬品、健康食品に関連する事件が多く、全体の31.2%を占める——といった3つの特徴がみられる。

省工商局はまた、外資系企業の商標権保護を強化し、1～5月に外資系企業の商標権を侵害した事件164件を摘発した。

(出典：安徽省工商局公式サイト 2018年5月30日)

### ★★★2. 長沙公安局、知的財産権犯罪の摘発を強化、専門機関を設置★★★

湖南省長沙市公安局は5月23日記者会見を開催し、知的財産権犯罪摘発、インターネット安全管理などの活動状況を説明し、事件調査や窓口サービス、法執行監視を含む「経済・社会・民生の発展のためのサービス施策20条」を公表した。

長沙市の公安機関が過去3年に摘発した知的財産権関連犯罪の扱い件数、逮捕した容疑者の人数は逐年上昇する傾向にある。こうした現状を踏まえ、今回発表した施策の中で専門的な知的財産権犯罪調査部署を設置する方針を明らかにした。知的財産権分野を担当する警官の研修訓練を強化し、知的財産権犯罪事件の関連作業を一つの部署に集中させて、公安機関による知的財産権犯罪摘発の専門化水準、正確性を高めることを目指す。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018年5月24日)

## ○ 統計関連

### ★★★1. 昨年の金融ソフトウェア著作権登録件数が134%増★★★

5月23日、広州開発区で開催された「2018年インターネット著作権実務と基準研修クラス」開講式において、中国著作権保護センターが「2017年度中国ソフトウェア登録状況分析報告書」を発表した。昨年、金融ソフトウェア登録件数が前年比134%増加し、成長が最も速かったことがわかった。

昨年のソフトウェア登録件数は70万件の大台を突破し、前年より83%増加した。登録件数も伸び幅も2011年以来の最高を更新した。地域別にみれば、東部地区は57万件、全体の約76%を占め、中部地区と西部地区は合わせて17万件、同24%を占める。省・自治区・直轄市ランキングでは、広東、北京、上海、江蘇、浙江、福建、四川、山東、湖北、安徽がトップ10となっている。この中で、広東省のソフトウェア著作権登録件数が2年連続で全国一を維持した。

中国著作権保護センターは2012年より、中国のソフトウェア産業の発展状況などをまとめた「中国ソフトウェア著作権登録状況分析報告書」を毎年発表している。

(出典：中国知識産権资讯网 2018年5月23日)

## ○ その他知財関連

### ★★★1. 第4回中国フランス・ブランドサミットがパリで開幕★★★

第4回中国フランス・ブランドサミットがこのほど、パリ市庁舎で開幕した。同サミットは2014年に初めて開催され、中国とフランス、欧州との深いレベルでのブランド提携を通じて、両国ブランドそれぞれの優位性を生かして相互補完を図り、消費産業のグレードアップを促進するための国際プラットフォームを構築することが狙いで、これまでに2500回以上のビジネスマッチング会が開催された。

開幕式に出席した翟隼・駐フランス中国大使は、「中国製造」から「中国創造」への転換に取り組む中国企業は顧客体験、製品の美しさと文化的意味合いをますます重視するようになっており、創造性と想像力に溢れるフランスとのイノベーション協力に大きな可能性を秘めているとの認識を示し、「両国の美しい未来を明るくすることを期待し、信じている」と語った。

(出典：中国知識産権资讯网 2018年5月29日)

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト : <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

---

#### 【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

#### 【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

#### 【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

#### 【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

#### 【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved